

鳥取県密漁防止普及啓発事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内※)

※知事が国の交付金の交付決定を受けていない場合は、交付決定を受けてから20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 状況報告 (10月15日まで)

○9月30日までの事業の状況報告を様式4号で提出してください。

○10月1日以降に交付決定を受けた場合は必要ありません。

5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から20日以内又は4月1日までのいずれか早い方)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出又は概算払い請求書の受理後約1箇月以内に支払います。
鳥取県に債権者登録をされていない方については振込依頼書の提出をお願いします

資料提出・問い合わせ先 農林水産部・漁業調整課 漁業調整担当
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁4階
0857 - 26 - 7339